

一般質問通告書

多可町議会議長 河崎 一 様

多可町議会議員 安田昇司



平成 26年 3月 3日

受

午前

9 時 47 分

領

午後

質問の項目及び要旨

答弁を求める者

1. 地元企業への雇用斡旋の担当専任職員の配置を

町長

多可町は、本当に厳しいスピードで少子高齢化が進んでいます。これには出来る限りの歯止めが必要です。しかしながら、これがベストと言える施策は、残念ながら見当たらない状況であることも事実との認識も持ちます。それでも何とかしないと、このままでは10年先には限界集落も生れるのではと危惧します。こんな中で、私は若者の地元定着は、やっぱり、子ども時代からの人間教育ではないかと思えます。

まず、若者が地元就職しても良い気持ち、学校を卒業すれば多可町に戻ってくる。という感覚を持たせる。このためには、地元企業の内容を中学生時代から見せて教える。また、高校とのコンタクトも積極的に実施して進路指導をする。こんな解かり切った当たり前のことを、今、一度見なおすべきなのではないでしょうか。

今、多可町の企業の社長と話をしますと、多くの社長が、なぜか地元の若者、特に男性が就職してくれない、もっともっと人が欲しいのに逃げてしまう。こんな、ビックリするような話を聞きます。

就職する場が多可町内に無いのでなく、卒業したら多可町からは出て行くものとの感覚で、親も子どもも暗にこれを認めてしまっ、当然のごとく若者がこの町から出て行ってしまっているようです。まさに私毎ですが我が家も、とうとう今年から家族全員老人会で高齢世帯の仲間入りをしました。集落内を見ましても老人のみの世帯はたくさんあり着実に増えていきます。

視点を変えて、観音寺集落が神戸大学と森林を利用しての交流をされています。手作りのログハウスもできて、ほとんど毎週末にはかなりの数の学生が来て、宿泊もしているようです。その学生の作った文集を読みますと、多くが多可町が好き、住んでみたい町と書いています。外から見ると、自然に囲まれた人情味あふれるよい町と素直に見ています。私は、この神戸大学の学生との交流も地元若者が定着する一助になるような気がします。観音寺集落をベース基地として、他の集落へも神戸大との地域間交流を町として推進、応援することも、一つの若者定着策に繋がるように考えます。とにかく考えられることは、何でもやってみないとこの町から若者がいなくなってしまうという事実のみが残ってしまうような気がします。現に、昼間時に火事が起こると消防団員ゼロ集落があちこちですでに発生しています。

高卒や大卒の若者に、一人でも多く、この町に残ってもらうためには企業、学校(中学校、高校、大学)と若者とのパイプ役をする専任職員が役場にいてもおかしくないと思いますが、町長は、こんな考え方を26年度から行政が一つ取り上げて見ようと思われま

せんか。

2.

予算の繰越明許費が多すぎないか

町長

私は繰越明許が多すぎように思います。25年度予算でも一般会計で698,650千円
下水道特別会計で236,900千円+114,500千円 合計で1,050,050千円
25年度の一般会計当初予算11,468,000千円+698,650千円=12,166,650千円(5.7%)
25年度の下水道特別会計で1,294,077千円+236,900千円=1,530,977千円(15.5%)
同じく25年度の簡易水道特別会計で290,171千円+114,500千円=404,671千円(28.3%)
25年度は、実にちょうど10億円の予算を、当初から余分に背負っての事業展開です。
これでは無理が生じない方がおかしいと言わざるを得ません。当然に担当課は繰越予算か
ら事業着手しますので、流れとして悪循環で現年度予算の執行時期が遅れます。3月の現
時点で24年度の繰越明許費は全て終了しましたか。

先日も若い職員と話をしますと、さも当然と言った言い方で繰越を口にしました。
聞いていて、これは大変な感覚だと思いました。スピーディーな行政どころか、予算を立て
る時点から、ハード事業どころかソフト事業まで含めて、どうせ実施は2年先と若い職
員が思っていることを知ってビックリしました。

そもそも繰越とは、どのような場合に認める特別措置であるかの職員教育はできているの
ですか。役場の会計年度の大原則は、実に辛い面もありますが4月1日に始まり翌年の3
月31日までの単年度会計であることを本当に認識しているのかとさえ思いました。

誰ものが26年度当初予算の金額に集中してしまっていて、繰越という、本来あるべきでな
い大きな荷物を忘れての予算になっていませんか危惧します。横から見ていても25年度
も相当量の繰越が予定されているように、私は感じていますが、現実には26年度への繰
越予算は無いのですか。

繰越明許費に関する町長の見解を求めます。

3.

☆ 一般質問の通告期限は3月14日(金)午後0時00分までです。

質問要旨はできるだけ詳細にお願いいたします。